

児童手当と子育て世帯臨時特例給付金の 手続きをお忘れなく！

0歳～中学生のお子さんがある方は、児童手当現況届と子育て世帯臨時特例給付金の申請書を提出してください。対象児童の居る世帯には、5月末に通知文書を送付しています。（児童手当の6月支給通知に同封しています）

必要書類が提出されなければ受給できませんので、お忘れのないようお願いします。

ご不明な点などありましたら、下記申請先へお問合せください。

※「子育て世帯臨時特例給付金」とは、消費税の増加に伴い子育て世帯の負担を緩和するための給付金です。

※所得審査により、児童手当ではなく特例給付を受給している方は対象外です。

提出書類をしっかりと
確認じゃ！



カクニンジャ

	児童手当 現況届	子育て世帯臨時特例給付金
支給対象者	平成27年5月31日において、下記対象児童を養育している保護者	
対象児童	平成12年4月2日以降に生まれた児童	
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ●3歳未満、第3子以降… 月額15,000円 ●3歳以上…月額10,000円 	対象児童1人につき3,000円 (1回のみ給付)
支給時期等	2月、6月、10月に前月分までの手当額を支給	平成27年10月以降、口座振込予定
申請期限	6月30日まで	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・現況届（郵送済み） ・保護者の健康保険証の写し 	・申請書（郵送済み）
注意事項	平成27年1月1日以降に八峰町へ転入された方は、「平成27年度課税所得証明書（※）」を提出してください。 ※前住所地の役場に交付依頼してください。	
申請先	八峰町福祉保健課 福祉係 ☎76-4608	

「鮎待夢の商品券付き」送り飾り」
お届けします。

●その日からご利用
頂ける商品券を添えて
お届けします。

葬儀用供物の事
ならお任せください。

祥月命日の料理
ならお任せください。

●お食事を挟み、ご家族での
ご供養はいかがですか。

●毎年、命日は、
故人を偲んで…。

●会席折詰、
各種オードブル、
お刺身、
もちろんお寿司も!!

ご法要料理の
ことならお任せください。

お寿司の宅配とお持ち帰り

能代店：能代市南陽崎31
TEL.0185-55-3277

移住者交流会のお知らせ

in ポンポコ山 バーベキューパーティー

「移住してきたけど困っていることがある」「もっとこんな町になればいい」など参加者みんなで考える移住者交流会を開催します。

■日 時：8月1日(土) 午前10：30～ ポンポコ山公園集合（雨天決行）
午前11：00～ バーベキュー開始（～午後3：00現地解散）
※当日は「白瀑神社例大祭（神輿の滝浴び）」が開催されます。見学を希望される方は会場まで送迎します。（午後1：00～午後2：00）

- 会 場：ポンポコ山公園
- 対 象 者：八峰町に移住された方（U・Iターン者）及び移住・定住に関心のある方
- 内 容：交流会（お食事会&飲み会）
参加者の皆さんで自由に話をする交流会です。お子様連れ可。
- そ の 他：参加料は「1,000円/1家族」です。ご自宅に余っている食品等がありましたら、お持ち寄りください。
- 申込方法：7月24日(金)午後4：00までに電話又はメールでお申込みください。



問合せ先

- ◎ 八峰町観光協会
☎ 0185-76-4100
FAX 0185-76-3248
E-mail h-kanko@shirakami.or.jp
- ◎ 企画財政課企画係
☎ 0185-76-4603
FAX 0185-76-2113
E-mail kikaku@town.happou.akita.jp

6月28日(日)八峰町農業委員会委員一般選挙が行われます

開票は午後7時より峰栄館で行います

6月30日で任期満了となる「選挙による農業委員」の選挙が6月28日(日)に執行されます。今回投票できる方は、1月に選挙人名簿に登録申請のあった方で、3月31日確定の選挙人名簿に登録された方となります。ただし、八峰町から転出された方は投票できません。投票時間は午前7時から午後6時までとなっています。また、投票所は下表のとおりですが、入場券が届いたら時間と投票所をご確認ください。期日前投票の方法は、通常の選挙と同様です。詳しくは、下記までお問い合わせください。

投票区	投票所
大沢投票区	埴川健康センター
石川投票区	石川多目的集会施設
田中投票区	峰栄館
水沢投票区	はつらつ苑
目名瀧投票区	八峰町役場
八森投票区	八森生活改善センター
観海岩館投票区	ファガス

■問合せ先 八峰町選挙管理委員会(総務課内) ☎76-4601

農業委員会委員一般選挙 ひとくちメモ

町の農業委員は18人ですが、委員には「選挙による委員」と「選任による委員」があります。選挙による委員の定数は13人で、公職選挙法を準用して執行されます。また、選任による委員は5人で、農協から1人、共済組合から1人、町議会から2人、土地改良区から1人が推薦されます。

農業委員会は、農地の売買・転用等の管理、標準賃金の決定といった行政機関としての役割のほかに、農業者の利益代表として農地などの利用関係のあっせんや争議の防止、農業事情の改善など農業者の立場にたった様々な活動をしています。